

## 鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱

平成24年6月12日付第 201200045755号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記1に基づく農業次世代人材投資資金の交付に係る別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第3欄に掲げる事業実施主体に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次のとおりとする。

#### (1) 農業次世代人材投資資金交付事業

##### ア 農業次世代人材投資資金（準備型）

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が、別表の第4欄の1の交付対象者（以下「準備型交付対象者」という。）に対して、国実施要綱の別記1に基づき、当該年度に同表の第5欄の1の交付基準額により交付した第2欄の1に掲げる農業次世代人材投資資金（準備型）の額とする。

##### イ 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

市町村が、別表の第4欄の2の交付対象者（以下「経営開始型交付対象者」という。）に対して、国実施要綱の別記1に基づき、当該年度に同表の第5欄の2の交付基準額により交付した第2欄の2に掲げる農業次世代人材投資資金（経営開始型）の額とする。

##### ウ 事業実施主体は、国実施要綱別記1の定めるところにより、準備型交付対象者又は経営開始型交付対象者に、半年分を単位として農業次世代人材投資資金を交付することを基本とする。

##### エ 農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）

市町村が、別表第4欄の4の交付対象者に対して、国実施要綱別記1に基づき、当該年度に同表の第5欄の4の交付基準額により交付した第2欄の4に掲げる経営発展支援金の額とする。

##### オ 事業実施主体は、農業次世代人材投資資金の交付に関して国実施要綱及び本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができる。

#### (2) 農業次世代人材投資資金推進事業

事業実施主体が、別表の第1欄の1及び2の事業を推進するために要する同表第2欄の3に掲げる経費について、同表第5欄の3の交付基準額により算定した額とする。

3 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額

のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いたものとする。

- 4 事業実施主体は、農業次世代人材投資資金推進事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

#### （交付申請の時期等）

- 第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

#### （交付決定の時期等）

- 第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### （承認を要しない変更）

- 第 6 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、別表の第 6 欄に掲げるもの以外の変更とする。
- 2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### （実績報告の時期等）

- 第 7 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 10 日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 事業実施主体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額。）を超えるときは、様式第 3 号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### （補助金の返還等）

- 第 8 条 事業実施主体は、準備型交付対象者及び経営開始型交付対象者が、国実施要綱の別記 1 の第 5 の 1 の（4）又は 2 の（4）の規定により資金を返還する義務が生じた場合は、当

該交付対象者に対し、資金の返還を求めるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により準備型交付対象者及び経営開始型交付対象者から資金が返還された場合は、速やかにその額を県に返還するものとする。

(提出書類について)

第9条 事業実施主体は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の事業着手が必要な場合は、本事業の実施が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、理由等を記載した農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（様式第4号）を知事に提出すること。

- 2 規則、本要綱、国実施要綱の規定により事業実施主体が知事に提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第10条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月25日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年2月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月17日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年5月17日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 交付対象者	5 交付基準額	6 重要な変更
1 農業次世代人材投資資金(準備型)交付事業	国実施要綱の別記1の第5の1の(1)に規定する要件を満たす者に交付する農業次世代人材投資資金(準備型)	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	知事が別に定めるところにより就農に有効と認めた研修実施機関で、就農に必要な技術・知識を習得するための研修を受ける者	資金の額は次のとおりとし、交付期間は最長2年間とする。 1人当たり年間150万円	第1欄に掲げる1、2又は4の経費から3の経費への流用
2 農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付事業	国実施要綱の別記1の第5の2の(1)に規定する要件を満たす者に給付する農業次世代人材投資資金(経営開始型)	市町村	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23 経営第2955号農林水産事務次官依命通知。)第2に規定する人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者	資金の額は次のいずれかによるものとし、交付期間は最長5年間とする。 (1) 1人当たり 最大年間150万円 (2) 夫婦で農業経営を開始し、国実施要綱の別記1の第5の2の(2)のイに掲げる要件をすべて満たす場合 最大年間225万円 (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合 当該青年就農者にそれぞれ150万円 (当該農業法人及び青年就農者それが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる場合に限る。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、給付の対象外とする。)	
3 農業次世代人材投資資金推進事業	資金の交付事業を推進するために行う次の業務に要する経費 (1) 資金の交付事業の実施に関する事務 (2) 資金の交付事業の普及活動 (3) 資金の交付事業の交付対象者の指導活動	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、市町村		知事が別に定める額	
4 農業次世代人材投資資金(経営発展支援)交付事業	国実施要綱の別記1の第10に規定する要件を満たす者に交付する経営発展支援金	市町村	国実施要綱の別記第7の2(5)の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金の交付を希望する者	資金の額は交付対象者が次年度も経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内とし、交付期間は最長1年間とする。	

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

\*国実施要綱別記1の第8の1及び5に定める経営開始型交付計画（実績報告）（別紙様式第25号）又は準備型交付計画（実績報告）（別紙様式第26号）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
1 農業次世代人材投資資金（準備型）交付事業		円	円	円
2 農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付事業				
3 農業次世代人材投資資金推進事業				
4 農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）交付事業				
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国 庫 补 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農業次世代人材投資資金（準備型）交付事業	円	円	円	円	
2 農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付事業					
3 農業次世代人材投資資金推進事業					
4 農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）交付事業					
合計					

6 他の補助金の活用

※対象者が、本事業に類似する他の補助金・交付金を活用する場合には、その補助金等の名称、その事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。（補助事業者が把握している範囲内で可。）

7 添付書類

- (1) 農業次世代人材投資資金事業対象者一覧（様式第1号の2（1）又は（2））
- (2) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

様式第1号の2(1)

## 年度農業次世代人材投資資金(準備型)事業対象者一覧

【事業実施主体名】：

】

(単位:円)

※ 必要に応じて記入欄を追加すること。

※「交付年数」欄には、今年度の交付対象期間を含めた残りの交付年数を記載すること。

(例)・残りの交付対象期間4年半⇒「4年」・残りの交付対象期間半年⇒「1年未満」

## 年度農業次世代人材投資資金(経営開始型)事業対象者一覧

【事業実施主体名】

】

(単位:円)

※ 必要に応じて記入欄を追加すること。

※「就農形態」欄には、「新たに経営を開始」、「経営継承(全部継承)」、「経営継承(一部継承)」、「親の経営とは別に新部門設立」等を記入すること。

※夫婦共同経営の場合は、「今年度交付額」欄等を結合させるなどして夫婦加算であることが分かるように記載すること。

※複数の青年就農者を共同経営する法人を記載すること。

※「交付年数」欄には、今年度の交付対象期間を含めた残りの交付年数を記載すること。

(例)・残りの交付対象期間4年半⇒「4年」・残りの交付対象期間半年⇒「1年未満」

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

様

職　氏　名

印

○○年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱（平成24年6月12日付第201200045755号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度仕入控除税額報告書

(番 号)  
年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏名 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱（平成24年6月12日付第201200045755号鳥取県農林水産部長通知）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額（ 年 月 日付 第 号による通知額）

金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた場合は交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

（注）内訳資料、その他参考資料を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

〇〇年度鳥取県農業次世代人材投資事業交付決定前着手届

番  
年  
月  
号  
日

様

職 氏 名 印

別添事業について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		円			